

高知県教育委員会 会議録

平成28年9月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年9月13日(火) 13:30

閉会 平成28年9月13日(火) 15:10

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	久松 朋水
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	平田 健一

欠席者	教育委員	中橋 紅美
-----	------	-------

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	渡邊 浩人
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	三浦 裕司
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	隅田 昌宏
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	石丸 太郎 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 9月定例委員会を開催する。
- 教育次長 (提案説明)
- 教育長 付議第3号から第4号は、高知県議会9月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、付議第5号は、人事に関する議案のため、非公開として取扱うこととする。
賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第3号から第5号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 平成29年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	別紙4「平成29年度採択教科書に関する資料」の主な採択理由は、参考資料4ページ「各学校での教科書選定作業フロー図」にある教科担当教員による教科書研究において選定理由が作成されているのか。
事務局	各学校において、教科担当教員により選定理由を明確にし、主な採択理由が作成される。最終的には、教科書選定委員会において、それぞれの教科の選定理由について学校長が確認し、採択申請する教科書を決定している。その後、各学校から県教委に選定報告書等が提出されるということである。
教育長	資料にある表は、各学校から提出されたものを県教委の方でまとめたということか。
事務局	そのとおりである。例えば別紙1「平成29年度採択教科書一覧」の1ページにある新編国語総合であれば、採択している学校が山田高校、嶺北高校、高知東工業高校などがあり、各学校の採択理由等を県教委で取りまとめをしたものである。
教育長	採択している学校が複数校ある場合は、各学校の採択理由等をどのように取りまとめているのか。
事務局	共通の部分をまとめて掲載している。
委員	2点お聞きしたい。まず、別紙2「平成29年度学校教育法附則第9条に係る教科用図書採択一覧」の5ページにある外国語で中国語やハングル

	<p>語を採択している学校があるが、各学校でどういった使い方をされているのか。また、外国語の中に高知県教育委員会が発行した「Let's Talk a Lot!」というものがあるが、どのような内容のものか。</p>
事務局	<p>中国語やハングル語については、高知東高校、高知南高校などで選択科目として設置されており、これらの学校では、教科書に代わるものという位置づけで、これらの一般図書を使用して授業を進めていくということである。</p> <p>高知県教育委員会が発行している「Let's Talk a Lot!」については、高知県教育委員会が学び直しの科目のために、基礎的な内容を教科書的に編集したものである。</p>
委員	<p>例えば須崎高校であれば、須崎高校においてハングル語を学ぶことを認めているということか。どういう位置づけになるのか。</p>
事務局	<p>須崎高校であれば、総合学科の中でグローバル的な考え方をするときに、ハングル語という選択科目を設置するということについて教育委員会と協議をし、設置が認められて開設しているということである。</p>
委員	<p>須崎高校であればハングル語しか選択肢はないということか。他の外国語の選択肢はないのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>高知東高校では、中国語とハングル語の選択ができるということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>なぜこういう違いがあるのか。</p>
事務局	<p>まず、総合学科の選択の幅については、学校の生徒数等によって選択の幅をどこまで認めていくことができるかということ、次に履修する生徒数がどれくらい出てくるかなどにより、多くの選択科目を設置することができない実情がある。</p>
教育長	<p>中国語やハングル語などの選択科目の時間数はどれくらいか。</p>
事務局	<p>週に2時間から3時間である。</p>
事務局	<p>英語は必履修科目なので、ここまでの単位を取らなければいけないとい</p>

	<p>うことがあるが、例えば東高校や須崎高校であれば、選択科目を取るときに、英語はそこまでは必要ないのでもう少し国際的にやっ払いこうということで、韓国語を選択群に取り入れている。</p>
委員	<p>趣旨はわかるが、自分自身の経験で、大学で選択した第二外国語が全然役に立っていないというようなことからすると、もう少し集中して外国語を学習した方が良いのではないかと感じる。</p>
事務局	<p>須崎高校では、ハングル語を学んだ子どもたちが韓国へ短期留学したり、文科省の留学制度を活用して留学しているといったことを聞いている。</p>
教育長	<p>選択する人数は多くないのか。</p>
事務局	<p>多くはない。多くの生徒はやはり英語を選択している。</p>
事務局	<p>資料にある需要数が選択予定人数になる。</p>
委員	<p>別紙2「平成29年度学校教育法附則第9条に係る教科用図書採択一覧」には値段がはいっていない。高等学校の教科書は個人負担なのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>別紙2にある教科用図書にも値段があり、それらが採択された場合には、生徒が払うということか。</p>
事務局	<p>別紙2にある教科用図書については、高知県教育委員会発行の「Let's Talk a Lot!」については、学び直しということで県教委が印刷し、学校に送付しているものなので、生徒の個人負担はないが、それ以外のものについては、基本的に教科書を購入するのと同じように自己負担となる。</p>
委員	<p>別紙2以外の資料には値段が入っているが何か意図があるのか。</p>
事務局	<p>別紙2のものについては、各学校にどういったものを使用するかについて報告させており、値段までは報告させていない。</p>
委員	<p>検定教科書であれば値段は横並びなのでとんでもない値段は出てこないと思うが、一般図書の場合には値段にバラつきがあるのではないかと。</p>
事務局	<p>どうしても印刷部数や出版部数などが少ないこともあり、産業系などは値段が割高になっているところはある。</p>

委員	そこは生徒の負担を考えて行っているという理解でよいか。
事務局	高価にならないように検討している。
教育長	来年から可能であれば、一般図書についても値段を入れるようにしてほしい。

【付議第1号 平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員	新しい人事異動方針の項目4「校長、副校長、教頭及び事務長の登用に ついて・・・」に（4）として新しく「地域と連携・協働に取り組む意欲 を有すること」が入ってきている。この内容は、項目4には（1）から（6） までであるなかで4番目に入っているの、重要視している内容という理解 でよいか。
事務局	項目4の（1）から（6）について、（1）は、教育に対する使命感・情 熱、（2）は、先見性と幅広い視野、高い見識を持ち、変革に挑む積極性と 行動力を有すること、（3）に学校経営に対する明確なビジョンというこ とで、組織経営・マネジメントの話が始まっており、具体的に（4）、（5）、 （6）といったものが入ってくると考えている。位置としては、今回の第 2期計画の柱ということに通じるものであり、（3）の次に持ってきたとい うことである。
委員	地域との連携・協働は、学校経営にかかわってくる内容ということか。
事務局	そのように捉えている。
教育長	今回は、第2期の計画の内容を反映させたところが中心になっていると いうことである。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部
を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	(質疑なし)
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案に係る意見聴取に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

委員	会議室等の利用時間を午後9時までとし、利便性を高め利用を促進するとあるが、地理的に利用の見込みはあるのか。
事務局	近隣の方々がどれだけ施設を利用していただけるかだと考えている。施設周辺で会議室等を利用できる施設としては「のいちふれあいセンター」があり、利用時間は午後10時までとなっている。そういった点も考えると利用時間を午後9時に設定することにより、近隣の方に利用していただけるのではないかと考えている。
教育長	年間の利用人数の想定はあるか。
事務局	施設全体の利用については、現在、年間約12万人の方にご利用いただいております。小・中・高校生では約6万6,000人の利用となっている。今回の新築により、利用者を約7%、高校生でいくと約4,500人を、4年間のうちに増加をさせたいと考えている。
委員	宿泊については、中学生以下が1泊300円となっているが、1泊2食だといくらになるのか。
事務局	1日3食だと食事代は1,510円、宿泊すればそれにプラス300円ということになる。
委員	この施設のプールは人気があったと聞いたことがあるが、新しい施設にプールはあるのか。
事務局	現在、施設にプールはない。昭和42年ぐらいの資料を見るとプールがあったという記録があるが、プールがなくなった経過まではわからない。

委員	陸上競技場やソフトボール場の利用料はいくらか。
事務局	照明代はかかるが利用料は無償である。
委員	例えば、一般の人が陸上競技場に行って、1時間ほど走ってもかまわないということか。
事務局	そのとおりである。
事務局	体育施設では、体育館、トレーニング室、シャワーの三つが有料である。それらを高校生などが利用するときには減免などの措置がある。
教育長	有料の体育施設など以外は、利用申込をすれば、空いていれば無料で使用ができるということである。
委員	そういったことであれば大変利用者も増えるのではないか。
教育長	12月の完成ということだが、お披露目はこういった形で行うのか。
事務局	正式オープンは2月1日であるが、1月中に内覧会を行いたいと考えている。
教育長	教育委員の皆さんにも見ていただいたら良いのではないか。
事務局	準備が整い次第、ご案内をさせていただきます。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
	※議決後に事務局より説明内容の訂正「施設の利用料について」 25歳未満の方については、体育館、トレーニング室、シャワー、宿泊施設以外は無料である。25歳以上の方については、陸上競技場やソフトボール場についても有料となる。

【付議第4号 平成28年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

教育長	学校安全対策課の部分については、さきほど教育政策課長から説明があったが、災害時には県立学校の体育館が避難所になるが、熊本県では、避難所である体育館の窓枠やブレースなどが外れて落ちてきたり、壁材が剥がれ落ちたりという事例があり、文科省からもそういったことへ対応するよう通知がきている。今年は5校で対応しているが、最終的にはすべての県立学校で対応をしていきたいと考えている。
委員	3番の高知城保存整備事業費と4番の高知公園管理運営費はどういうすみわけなのか。
事務局	4番の高知公園管理運営費については、高知公園の管理運営を指定管理者により指定管理しているものである。3番の高知城保存整備事業費については、高知城そのものを県の方で保存整備しているというものである。
委員	指定管理を経由するかどうかということか。
事務局	そのとおりである。4番は指定管理である。
委員	それでは、7番の高知公園管理運営費において高知城を舞台としたイベントの実施の委託料がプロポーザルとなっているが、指定管理者からさらに別のところに委託するということか。
事務局	このイベントについては、イベントを実施すること自体は必ずしも指定管理者でないとできないということではないので、広くそういった能力のある方に募集をかけ、プロポーザルでその中から最も適したものを選ぶということであり、今回の場合は、指定管理者を通すというものではない。
教育長	そうすると先ほどの説明と若干ずれるのではないか。
委員	このイベントについては、通常の指定管理者とは別だが、委託という意味で同じような扱いということではいいか。
事務局	そのとおりである。このイベントを実施することに関する委託をするということである。
委員	高知城おもてなしイベントというのは、全面的に文化財課の予算で行うものということではいいか。
事務局	そのとおりである。

教育長	高知公園樹木伐採委託は、高知城歴史博物館からの視界をさえぎる樹木の伐採が主な中身になるのか。
事務局	高知城歴史博物館からの視界さえぎる樹木伐採については、年度当初に予算を取っており、今回はそれ以外の部分で、高知城の景色をよくするための樹木の伐採をしようというものである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 教職員の人事議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第5号 原案どおり議決

※付議第3号及び付議第4号議案については、非公開議案であったが、平成28年9月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。